

仕様書

第1 件名

「吉祥寺 酒場札所めぐり事業」実施委託

第2 目的

吉祥寺駅周辺には、安全で優良な飲食店が軒を連ね、日本人を中心に夜の街を気軽に楽しめるナイトタイムエンターテインメントが充実している。武蔵野市は、2019年に実施されるラグビーワールドカップ参加チームのキャンプ地であり、近隣の調布市には会場の1つ「東京スタジアム」がある。ラグビーワールドカップだけでなく、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においても、吉祥寺エリアに多くの外国人観光客が来訪することが予想される。2016年に実施した調査（吉祥寺エリア／対象店舗50店）によると、駅周辺の飲食店の多くが訪日外国人の取り込みを希望しているが、実際には来訪者数はあまり増えていない。

そこで、訪日外国人に吉祥寺の文化や夜の楽しみ方をPRし、誘致を図るため、飲食店情報を記載したフリーペーパーの発行とはしご酒が楽しめるモニターツアーを実施する。

なお、本事業は一般社団法人 武蔵野市観光機構（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年9月27日まで

第4 履行場所

公益財団法人 東京観光財団（以下「財団」）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

- | | |
|-------|---------------------------|
| 1月 | 連携協議会の発足（以降随時実施・月1回程度） |
| 2月～3月 | フリーペーパー構成内容の整理 |
| 3月～4月 | 店舗交渉・受入体制の整備 |
| 5月～6月 | ツアー内容企画・フリーペーパー編集・ノベルティ制作 |
| 7月 | フリーペーパー発行 |
| 7月～8月 | モニターツアー実施（全10回程度） |
| 9月 | 効果検証、課題整理、報告書作成 |

第6 委託内容

1 連携協議会の運営

本事業において、上記のとおり、企画提案者ほか関係者からなる連携協議会を運営し、必要となる資料の作成及び会議の進行を行うこと。会議を開催する会場の確保も受託者が行うこと。なお、連携協議会は事業期間内に月1回程度を予定している。受託者は、連携協議会開催の都度、東京観光財団及び企画提案者と協議の上、スケジュール等の必要な資料を作成すること。なお、連携協議会の実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 フリーペーパー「Kichijoji Over Night～酒場札所めぐり～」(仮) 企画・編集・発行

(1) フリーペーパー「Kichijoji Over Night～酒場札所めぐり～」(仮) の企画・編集

訪日外国人が安心してお酒が楽しめる吉祥寺エリアの飲食店情報を掲載した、ディープな夜の吉祥寺が気軽に堪能できるフリーペーパーを制作すること。

なお、制作にあたっては以下の点について留意することとし、企画提案者及び TCVB と協議の上決定すること。

- ① 対象：20歳以上の外国人。
- ② 対象国：主に欧米を対象。
- ③ 言語：日本語・英語で併記をすること。
- ④ 規格等：約8ページ、4色カラー刷りを想定。
- ⑤ 掲載店舗数：約30店舗。2016年に実施をした「武蔵野市商店街 外国人モニタリングイベント」において、外国人向けに指差しチラシを設置した飲食店等、外国人の受入に積極的な店舗を中心に交渉を行い、飲食店の情報を掲載すること。なお、店舗情報等の詳細は契約締結後に情報提供を行う。
- ⑥ 外国人の目線を意識して制作・編集にあたり、訪日外国人に魅力的に映る表紙案を提案すること。
- ⑦ 掲載店舗が記された地図を含むこと。
- ⑧ アートや日本伝統等、文化体験ができる施設等の情報も記載すること。
- ⑨ はしご酒のレポート等、日本的な夜の楽しみが伝わる特集等を掲載すること。
- ⑩ インスタ映えする写真を多用し、視覚的に吉祥寺の魅力がわかるページとすること。
- ⑪ 各店舗のオリジナル千社札を制作し、フリーペーパーを持参した来店者（日本人含む）に千社札を企画とすること。
- ⑫ 上記⑪とは別に、先着200名に対して特典をつける等、来訪に繋がる仕組みを構築すること。
- ⑬ 実施に係る許可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

(2) フリーペーパー「Kichijoji Over Night～酒場札所めぐり～」(仮) の発行・配布

「Kichijoji Over Night～酒場札所めぐり～」(仮) の発行・配布については、下記要件を満たすこと。なお、各項目について最終的には TCVB 及び協議会に企画案を提案し、承認を得ること。

- ① 発行時期：2019年7月頃
- ② 配布場所：都心のホテル、他地域の観光協会等、訪日外国人が訪れる場所
配布先は15カ所程度とし、提案・調整をすること。
- ③ 発行数：2万部
- ④ 店舗にオリジナル千社札を掲出する等、掲載店舗が一目でわかる仕組みを構築すること。

3 「吉祥寺酒場札所めぐりモニターツアー」の企画・実施

外国人向けに、通訳案内人による吉祥寺のナイトスポットを巡るモニターツアーを開催すること。具体的には、殺陣や銭湯等の「文化体験」とディープな魅力を持つ飲食店を一度に楽しめる「はしご酒」を組み合わせたツアーとすること。

モニターツアーの内容は下記とするが、作成にあたってはストーリー性を持たせ、より訴求力の

ある内容とするよう工夫すること。また、内容設定にあたり、TCVB 及び協議会に企画案を提案し承認を得ることとし、TCVB 及び協議会に提案する企画説明資料等も併せて作成すること。

モニターツアーの催行に関しては、旅行業法上の規定を順守すること。また旅行業を有する事業者でモニターツアーを催行すること。

(1) 開催概要

- ① 時期 : 2019年7月～9月上旬の期間で全10回程度。
※開催日はフリーペーパー発行後とし、企画提案者と相談の上決定すること。
- ② 時間 : 14時から20時までの間に実施すること（3時間程度を想定）。
- ③ 対象者 : 20歳以上の外国人（一部日本人も可）。
- ④ 人数 : 各回5名程度の集客を想定。
- ⑤ 参加費 : 参加者からは参加者が負担する必要経費の約3分の1（千円未満端数は、原則、切上）の金額を徴収し、収入とする。収入金額は事業効果を高めるための特典（例：武蔵野市の名産品、体験記念品、その他ツアー内容にちなんだ物品等）の費用にすべて充当し、事業に活用すること。

(2) モニターツアー内容

モニターツアーは以下の内容を含み、企画することとし、企画提案者及びTCVBと協議の上決定すること。

- ① コースは5つ程度設定すること。
- ② 文化体験とはしご酒を組み合わせたモニターツアーとすること。
- ③ 殺陣、阿波踊り、銭湯など外国人の興味をひく文化体験とすること。
- ④ 1回のモニターツアーで訪れる飲食店は、フリーペーパー「Kichijoji Over Night～酒場札所めぐり～」(仮)に掲載した2店舗とすること。
- ⑤ 「はしご酒」という意義の下、1店舗の滞在時間は30分程度とすること。
- ⑥ 各飲食店では、飲料・料理ともに1数程度の提供を想定。
- ⑦ フリーペーパー「Kichijoji Over Night～酒場札所めぐり～」(仮)事業で制作した訪問店のオリジナル千社札を参加者にプレゼントすること。
- ⑧ 参加者にフリーペーパーを配布し、ツアー終了後に他店舗に行く等の活用を促すこと。
- ⑨ 雨天時も決行とし、対策について提案すること。
- ⑩ 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- ⑪ 参加者を保障する損害賠償保険等に参加する等、不測の事態に備えること。
- ⑫ 受入側や協力団体等への支払いを行うこと（謝礼、施設利用料等）。
- ⑬ その他ツアーをスムーズに開催するために必要な事項を提案の上、実施すること。

4 広報・PR媒体の制作／申込方法

本地域及び事業の魅力を広く PR するため適切な広告活動を行うとともに、今後も持続的なものとするため、効果的な PR 媒体を制作すること。広報手法及び内容は提案によるものとするが、以下についても網羅し、モニターツアー参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。また、各メディアへの情報発信も行うこと。なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

(1) 「Kichijoji Over Night～酒場札所めぐり～」(仮) 広報・PR 媒体の制作

(ア) WEB を活用した PR

武蔵野市観光機構のホームページ (<http://musashino-kanko.com/>) にフリーペーパーを掲載するための素材を提供すること。

(イ) ホテル等との連携

公益財団法人武蔵野市国際交流協会やホテルとの連携等を行い、広く訪日外国人に向けて PR を行うこと。

(2) 吉祥寺酒場札所めぐりモニターツアー広報・PR 媒体の制作／申込方法

(ア) ポスター、チラシ等の制作・配布

部数、配布先について提案・調整すること。制作物には申込方法を記載し、受付窓口は、E-mail 及びインターネット等とすること。

(イ) 訪日外国人向けメディアへの掲載

「GaijinPot」等の在日外国人が閲覧する日本の観光情報等を発信する人気 WEB サイトで告知を行うこと。

(ウ) SNS を活用した PR

参加者に、プログラムやイベントの様子について積極的に SNS 等で拡散してもらうよう奨励すること。

(オ) WEB ページの作成

(a) 本事業及びツアーPR のための WEB ページを英語にて作成すること。

(b) WEB ページは、武蔵野市観光機構のホームページ (<http://musashino-kanko.com/>) の下層に掲載すること。

(カ) ホテル等との連携

公益財団法人武蔵野市国際交流協会やホテルとの連携等を行い、広く訪日外国人に向けて PR を行うこと。

5 参加申し込み受付及び参加者名簿の作成

参加者の申し込み受付・集約を行うこと。参加者等の問い合わせに対応し、参加者情報を管理し、収集した参加者の情報をもとに参加者名簿を作成すること。参加者名簿には参加者の属性、住所、氏名、及び連絡先（電話、FAX、電子メール）等を入力すること。

6 モニターツアーの効果及び事業継続性の検証

モニターツアー参加者等に対しアンケート調査を実施すること。アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び実行委員会にフィードバックすること。

7 「吉祥寺 酒場札所めぐり事業 ツールブック（仮）」の作成

本事業の効果分析及び課題を通じて得た結果に基づき、次年度以降、企画提案者等が主体となつて同様の事例を展開していくための手法をまとめたツールブックを作成すること。

規 格	大きさ：A 4 色：4 色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 70.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2 回以上 R マーク：原則として、再生紙使用マーク（R マーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

8 報告書類の提出

受託者は、1 から 6 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

（1）事業実施報告書

記載内容については東京観光財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 フリーペーパーの発行・モニターツアー等の企画・実施について

3 フリーペーパーの発行・モニターツアー等の広報PRについて

4 実施結果

5 事業の成果

6 今後の課題

7 今後の展開

8 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A 4 色：4 色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項 4 「吉祥寺 酒場札所めぐり事業 ツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ

（２）事業実施報告書概要版

記載内容については東京観光財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色：4 色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項 4 「吉祥寺 酒場札所めぐり事業 ツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ

第 7 納入物件

- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 | 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 | 「吉祥寺 酒場札所めぐり事業 ツールブック（仮）」 | 10部 |
| 4 | 1 及び 2 の電子データ（DVD-R 等） | 2部 |
| 5 | 3 の電子データ（DVD-R 等） | 2部 |
| 6 | その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、東京観光財団に協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は東京観光財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) 東京観光財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、都や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに東京観光財団に報告すること。
- 4 受託者は、平成 31 年 1 月から平成 31 年 9 月までの間、毎月 1 回以上、東京観光財団に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、東京観光財団と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と東京観光財団は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を東京観光財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、東京観光財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、東京観光財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、東京観光財団の指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、東京観光財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、東京観光財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する東京観光財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

（1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、東京観光財団と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

（公財）東京観光財団 地域振興部 事業課

東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

電話（直通）03-5579-2682